

「滝沢市立中学校生徒のいじめに関する第三者調査委員会調査報告書」の概要

1 調査の概要 [平成 26 年 9 月 26 日～平成 27 年 3 月 25 日]

(1) 生徒対象のアンケート調査は、26 年 10 月 31 日～11 月 4 日に実施（回収率 90.5%）

教職員対象のアンケート調査は、27 年 1 月 17 日～2 月 4 日に実施（回収率 91.8%）

(2) 聞き取り調査は、26 年 10 月 19 日～27 年 3 月 22 日に実施

対象は、生徒 47 人、教職員 18 人、関係者 10 人、合計 75 人（実人員）

(3) 本委員会の開催は全 20 回 委員会開催以外の調査等 53 日

2 いじめの認定

調査委員会は、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、以下 2 点についていじめと認定した。それ以外の行為は、いじめと認定するには至らないとしている。

(1) A 君に対する同じクラスの女子生徒 B の悪口やからかう行為、頭や背中を叩く行為。

(2) A 君に対する同じクラスの生徒 4 人が行った筆入れをひっくり返したり、隠したり、中身を広げて床に落としたりした行為。

3 自死との関係の考察

A 君は、いじめ及びその他の要因が競合し、学校生活に喪失感、失望感を深めて、自死に至ったものと推察される。つまり、いじめが直接的原因になったと捉えることはできないが、いじめと自死との間に「ある一定の関連性」があったものと考えられた。遺書など A 君自身の真意を確かめる術がない状況において、真実を完全に解き明かすことは困難であり、更に『子どもの自殺の多くは様々な原因からなる複雑な現象』であることから、A 君の尊厳を守るためにも、A 君の自死を単純化して捉えることは絶対に避けなければならないと考える。

4 事後対応

学校は、困難な状況の中で本事案に真摯に向き合っていた。しかし、学校は、特別な配慮を必要とする生徒への対応、遺族への対応、保護者説明会の在り方と説明内容、生徒への情報提供の在り方、生徒への事実確認の聞き取り、携帯電話・SNS 等への対応、教職員の情報共有と情報の管理及びメンタルケアに問題と課題があった。

市教委は学校調査委員会の設置の在り方と取組、報道対応、危機管理体制の構築などに問題と課題があった。

5 提言

調査委員会は、学校調査報告書に示された「生徒たちにとって安心・安全が確保され、正義と信頼の学校をめざし、教職員一丸となって取り組んで参ります」との姿勢を評価し、着実な実行と成果を期待する。その他、以下を付言するものである。

(1) 個々の生徒を理解することの重要性を再認識する。

(2) 相手の立場を理解し、思いやることの意味を再認識する。

(3) 生徒が、小学校・中学校・家庭・地域社会の中で家庭や友達と関わりながら、連続して成長するという視点を再確認する。

(4) いじめ防止や相談に対応できる仕組みが気軽に利用できているかを再確認する。